大阪府農業振興地域整備審議会の

概要

# (趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

# (設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 (省略)

## (報酬)

- 第三条 委員等の報酬の額は、日額 9,800 円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。
- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

## (費用弁償)

- 第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 37 号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。
- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償 の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(中略)

別表第一(第二条関係) ※一部抜粋

一 知事の附属機関

名称	担任する事務	
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法	
	律第 58 号)第4条第1項の農業振興地域整備基	
	本方針の策定又は変更、同法第6条第1項の農	
	業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、	
	同法第9条第1項の農業振興地域整備計画の策	
	定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業	
	の振興に関する重要事項の調査審議に関する事	
	務	

#### (趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

# (設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 (省略)

## (報酬)

- 第三条 委員等の報酬の額は、日額 9,800 円を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。
- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

## (費用弁償)

- 第四条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和 40 年大阪府条例第 37 号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額を超えない範囲内において、当該附属機関を設置する執行機関が定める額とする。
- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償 の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(中略)

別表第一(第二条関係) ※一部抜粋

一 知事の附属機関

名称	担任する事務	
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法	
	律第 58 号)第4条第1項の農業振興地域整備基	
	本方針の策定又は変更、同法第6条第1項の農	
	業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、	
	同法第9条第1項の農業振興地域整備計画の策	
	定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業	
	の振興に関する重要事項の調査審議に関する事	
	務	

# 大阪府農業振興地域整備審議会 委員名簿

構成	区分	団 体 名	職名等	氏 名
1	学識経験のある者	大阪府立大学	名誉教授	増田 昇
2		和歌山大学観光学部	教授	藤田 武弘
3		なにわの消費者団体連絡会	幹事	中村 夏美
4	- 市町村長	大阪府市長会	会長 (東大阪市長)	野田 義和
5		大阪府町村長会	会長 (岬町長)	田代 堯
6	大阪府農業会議、大阪府農業 協同組合中央会、大阪府土地 改良事業団体連合会、その他 の農業団体の代表者	大阪府土地改良事業団体 連合会	会長	北島 政夫
7		大阪府農業経営者会議	会長	中筋 秀樹
8			会長	中谷 清
9		一般社団法人 大阪府畜産会	理事	佐竹 洋一
10		大阪府農業協同組合 中央会	代表理事会長	岸本 隆之
11		大阪府森林組合	代表監事	芝 久雄
12	大阪府 都市計画審議会の委員	大阪府都市計画審議会	会長 (立命館大学特任 教授)	塚口 博司